

## 公益財団法人永光墓園 有期限墓地使用規程

(規程目的)

第1条 本規程は、公益財団法人永光墓園（以下「永光墓園」という。）が運営する不知火霊園の有期限墓地(以下「不知火御廟」という。)について定めたもので、不知火御廟申込者（以下「使用者」という。）は本規程に従って使用するものとします。

(使用目的及び墓石等)

第2条 不知火御廟は、焼骨の埋蔵以外に使用できません。

2 埋蔵できる骨壺は本霊園が認める6寸以下の骨壺に限ります。なお、彫刻は4人迄用に限りません。

(使用資格)

第3条 不知火御廟は、国籍宗教等の如何を問わずどなたでも使用出来ます。

(使用期間)

第4条 不知火御廟の使用は、別途、有期限墓地埋蔵管理委託契約に定める期間（以下「契約期間」という。）に限るものとします。

2 前項の期間については、その期間を使用者の申し出により5年毎の期間で延長することができます。

(使用料及び契約期間管理料等)

第5条 不知火御廟使用の申し込みに際し、次の各号の代金を前納するものとします。

(1) 永代使用料

(2) 永代供養料

① 契約期間の管理料（不知火御廟の維持管理、清掃費等を含む。）

② 合祀手数料

③ 改葬（出し）手数料

④ 合祀代行手数料

⑤ 納骨壇骨壺撤去後の整理費用

⑥ 骨壺処分料

⑦ 納骨袋代

(管理料)

第6条 契約期間の管理料とは別に、最終埋蔵者の納骨までの間、毎年管理料を前納していただきます。

2 第4条第2項により期間延長をした場合は、その期間にかかる管理料を追加で前納していただきます。

(使用料および管理料等の返還)

第7条 第5条各号および前条に定める既納の代金は一切お返しいたしません。

(管理の内容)

第8条 永光墓園は契約期間終了まで次の各号の管理を行います。

(1) 不知火御廟内外の清掃

(2) 納骨壇の維持管理

(期間終了時及びその後の実施事項)

第9条 永光墓園は第4条に定める墓地の使用期間経過後次の各号について実施します。

(1) あらかじめ使用者より提出を受けている有期限墓地埋蔵管理委託契約に基づき、不知火御廟納骨壇内の遺骨を骨壺から取り出し、合祀墓に移骨・埋蔵します。

(2) 不知火御廟内の納骨壇、屋外納骨壇内の清掃し、名板を撤去、整理します。

2 合祀墓へ埋蔵後の遺骨の返還はできません。

(不可抗力等による事故の責任)

第10条 天災地変等の不可抗力による事故又は第三者による行為によって生じた事故については、永光墓園は一切責任を負いません。

(規格外事項)

第11条 管理料の滞納など、この規程に定めのない事項が生じた場合は永光墓園使用規程を準用し、これ以外についてはその都度永光墓園が定めます。

(規定の改正)

第12条 法令が改正された場合及び永光墓園が必要と認めたときはこの規定を改正することがあります。

附則 この規程は、令和元年11月1日より施行します。